

第3次南幌町行財政改革実行計画

(令和5年度 ~ 令和8年度)

令和5年3月

南 幌 町

目 次

I	計画の位置づけ	1
II	基本方針	1
III	計画の進め方	3
IV	計画の5つの視点	3
V	行財政改革の個別方針	5
1	町民や地域と歩む行財政運営のあり方	
(1)	行財政の情報共有	5
(2)	自己財源確保に向けた取組み	5
(3)	地域コミュニティへの支援	6
2	効率的で機能的な行政組織体制の確立	
(1)	組織・機構等の見直し	7
(2)	職員の育成	7
(3)	定員管理の適正化	8
3	効果的・効率的な行財政システムの確立	
(1)	行政評価システムの推進	9
(2)	公共施設等の管理運営のあり方	9
(3)	事務・事業の見直し	10
(4)	持続可能な地方自治体の確立	10
(5)	町立病院の運営	11
【参考】		
	財政推計資料（令和4年度～令和8年度）	12

I 計画の位置づけ

本町を取り巻く環境は、コロナ禍による世界的な景気の後退やロシアのウクライナ侵攻などに端を発するエネルギー価格の高騰などにより、非常に厳しい状況にあります。

今後も、不安定な世界情勢に伴う国の施策の変化が地方へ与える影響を着実に見極めていく必要があります。

このようなことから本町では、財政基盤の安定化を目標とする「第3次南幌町行財政改革実行計画」を策定し、不断の行財政改革を進めることにより、限られた財源の効率的・効果的な活用を図り、各項目の検証を行いながら、持続可能なまちづくりの仕組みを構築することが必要です。

このことから、第3次南幌町行財政改革実行計画は、行政経営幹事会において協議し、行政評価委員会及び議会に意見を求めた行財政改革項目について、短期的かつ集中的に実行する計画として策定しています。

また、第6期南幌町総合計画後期基本計画（令和4年度～令和8年度）に基づき策定していることから、継続性を持った行財政改革を実行しつつ、まちづくりを一層推進していくための重要な計画として位置づけるものです。

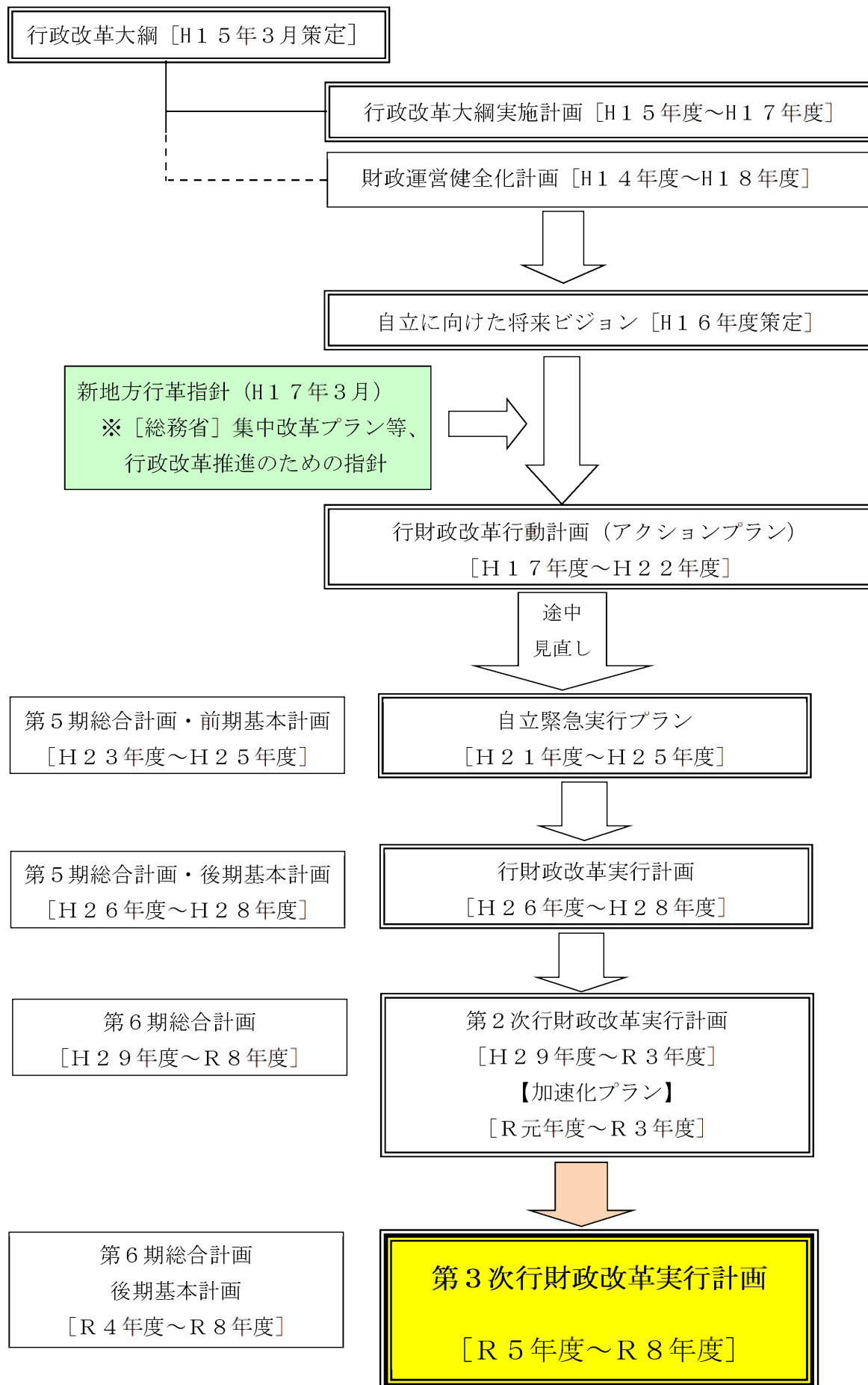
II 基本方針

本町は、第2期南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本理念「ひとを育て住み続けられる田園文化のまち なんぼろ」に基づき、社会経済情勢の変化や町民ニーズの多様化に対応し、いかなる時代にあっても町民が安心して住み続けられる持続可能なまちづくりを進めています。

このため本町では、「行政改革大綱（平成15年3月）」、「行政改革大綱実施計画（平成15年度～平成17年度）」、「財政運営健全化計画（平成14年度～平成18年度）」、「自立に向けた将来ビジョン（平成16年度策定）」、「行財政改革行動計画（アクションプラン）（平成17年度～平成22年度）」、「自立緊急実行プラン（平成21年度～平成25年度）」、「行財政改革実行計画（平成26年度～平成28年度）」、「第2次行財政改革実行計画（平成29年度～令和3年度）」、「第2次行財政改革実行計画【加速化プラン】（令和元年度～令和3年度）」と、不断の改革を推進してきました。

これらの取組により一定の成果を上げてきましたが、第2次行財政改革実行計画の目標年度が終了することから、町民サービスの維持を基本にこれまでの取組を継続しながら一層の行財政改革を進めることにより、財政基盤の安定化を図り町民との協働のもとで持続可能なまちづくりを推進します。

【これまでの行財政改革の流れ】



Ⅲ 計画の進め方

(1) 計画期間

令和5年度～令和8年度（令和4年度を基準年度とした4年間）

(2) 進行管理

毎年度、行財政改革の個別方針（28項目）について実施計画を策定するとともに、その評価と公表を通して計画目標の達成に向けた取り組みを進めます。

(3) 評価と推進

行政評価委員会において、実施計画に係る意見や提言を十分に踏まえ、庁内組織である「行政経営幹事会」において取り組みの方向性について協議・検討を進めます。推進に当たっては、行財政改革項目について、可能な限り目標年次、目標数値などを明記した実施計画を作成し、全課・全職員が主体的に取り組めます。

(4) 実施計画の公表

実施計画の進行状況については、毎年度、町ホームページ及び町情報コーナーにおいて公表します。

Ⅳ 計画の5つの視点

持続可能なまちづくりを推進するため次の視点を主眼として、行財政改革に取り組めます。

(1) 財政運営の健全化

持続可能かつ安定的な財政運営を進めるため、行政評価システム等を活用した事務事業の見直し（廃止・統合、休止、縮小・改善）、自己財源の確保に取り組めます。

事務的経費については、常に最小の経費で最大の効果を上げるための視点を持ち、効率的な執行に取り組めます。

また、財政運営の効率化、適正化を一層進めるため、新地方公会計制度による資産・債務の情報を公開します。

(2) 住民自治の実現

地域問題の解決や支え合いの仕組みづくりに取り組み、相互理解を深めながら、地域と行政が連携・協働しながら地域づくりを進めます。

また、本町の活性化と発展のため、地域や各種団体などの自主的な活動を支援し地域と行政の連携を強化します。

(3) 公共施設等の適正管理と効率的な活用

公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の改修や更新について、廃止や統合も含め適切な時期に適切な方法で進めます。

公共施設等の全体像を明らかにし、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

また、町民ニーズに的確に対応した質の高い公共サービスの提供、施設管理における業務水準の向上並びに業務の効率化を図るため、公共施設の包括管理を研究・検討します。

(4) 行政組織の適正化

行政組織の適正化を図るため、状況に応じた行政組織の見直しを検討するとともに、研修や人事評価制度の推進により職員の資質向上に取り組みます。

また、定員適正化計画に基づき、定員管理を推進するとともに定年延長や再任用制度、会計年度任用職員の雇用について総合的な活用を図りながら適正配置を進めます。

(5) 効率的な行政運営への取組み

国の「デジタル田園都市国家構想」に基づき、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することにより住民サービスの向上や業務の効率化に取り組みます。

さっぽろ連携中枢都市圏や定住自立圏の形成を目指した南空知の連携加速化事業など、広域連携の取組を推進することで、それぞれが有する資源の有効活用など効率化な行政運営に取り組みます。

V 行財政改革の個別方針

1 町民や地域と歩む行財政運営のあり方

(1) 行財政の情報共有

No. 1 【継続】	財政推計の作成・公表	(担当課) 総務課
【実施方針】 南幌町行財政改革実行計画を踏まえた財政推計を費目別に作成し毎年度公表する。(※推計期間～5年間)		

No. 2 【継続】	新地方公会計の整備・公表	(担当課) 総務課
【実施方針】 総務省統一的な基準による地方公会計マニュアルにより、財務書類等を整備し毎年度公表する。(※平成29年度より固定資産台帳の整備)		

No. 3 【継続】	財政健全化判断指標の公表	(担当課) 総務課
【実施方針】 「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)及び資金不足比率の算定を行い毎年度公表する。		

No. 4 【継続】	財政事情説明書の公表	(担当課) 総務課
【実施方針】 上半期・下半期の財政事情説明書(収入及び支出の概況、住民の負担の状況、財産、公債及び一時借入金の現在高)を毎年度公表する。		

(2) 自己財源確保に向けた取組み

No. 5 【継続】	町税等の徴収対策	(担当課) 税務課
【実施方針】 公平かつ公正な滞納整理を進めるため、早期催告により財産調査(預金、給与、不動産等)を行い、厳正な滞納処分の執行に取り組む。		

No.6 【継続】	行政サービスの制限	(担当課) 税務課
【実施方針】 町税等を滞納し、かつ納税について誠実性を欠く者に対し、行政サービスの制限措置を講じ、納税の公平性を確保する。		

No.7 【継続】	私債権等の管理	(担当課) 税務課
【実施方針】 私債権管理マニュアルに基づき、町の私債権（公営住宅使用料、給食費、病院診療費）及び非強制徴収公債権（学童保育料等）の適正かつ効率的な管理を行う。		

No.8 【継続】	未利用町有地等の活用・処分の推進	(担当課) 総務課
【実施方針】 未利用町有地について、官民連携を含めて積極的な活用を図るとともに、売却可能財産を公表し処分を推進する。		

No.9 【継続】	ふるさと応援寄附金の推進	(担当課) 総務課・まちづくり課
【実施方針】 ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保に努めるため、ふるさと応援寄附金並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略に賛同する企業を対象とした企業版ふるさと応援寄附金を推進する。		

(3) 地域コミュニティへの支援

No.10 【継続】	住民自治の推進	(担当課) まちづくり課
【実施方針】 地域での課題解決に向けた自主的な取組に対して、住民自治検討会、地域担当職員制度や職員出前講座の活用により、地域と行政が連携・協働しながら地域づくりを進める。		

No.11 【継続】	まちづくり活動支援事業の運用	(担当課) まちづくり課
【実施方針】 活力ある南幌町を実現するため、地域課題の解決や各種団体等の事業化アイデアによる地域の活性化に繋がる提案に対し支援を行う。		

2 効率的で機能的な行政組織体制の確立

(1) 組織・機構等の見直し

No.12【継続】	行政組織の見直し（課等の統廃合・新設）	（担当課）総務課
【実施方針】 事務事業の見直し等に伴う行政組織の見直しについて、今後においても業務内容からの組織体制や施策に応じ、見直し検討を進める。		

No.13【継続】	委員選任のあり方	（担当課）まちづくり課
【実施方針】 委員選任にあたり、女性登用率を現行の22.5%から国の方針を参考に、令和8年度までに30%を目標に取り組む。 また、一般公募による委員選任の拡大を図る。		

(2) 職員の育成

No.14【継続】	町民ニーズに的確に対応できる職員の育成	（担当課）総務課
【実施方針】 職員研修センター等の利用や自主的な希望による研修への参加により、町民ニーズに的確な対応ができる職員の育成に取り組む。		

No.15【継続】	人事評価制度の推進	（担当課）総務課
【実施方針】 組織目標及び個人目標の管理により、効率的・効果的な行政運営の向上、職員の能力開発と意欲の向上、組織の活性化を進める。 また、定期的な面談により、職員の資質向上に取り組む。		

(3) 定員管理の適正化

No.16【継続】	職員の適正配置	(担当課) 総務課
【実施方針】 職員配置及び事務事業の見直し等の計画を踏まえ、人材確保も考慮し適正化を進める。 定員適正化計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）に基づき、類似団体や国の試算数をもとに適正管理に努め、職員の定年延長や再任用制度、会計年度任用職員の雇用についての総合的活用を図りながら職員の適正配置を進める。 (※令和4年度当初職員数：94名（病院除く）)		

No.17【継続】	定員・給与の公表	(担当課) 総務課
【実施方針】 職員数と職員給与の概要について、毎年度公表する。		

3 効果的・効率的な行財政システムの確立

(1) 行政評価システムの推進

No.18【継続】	行政評価システムの推進	(担当課) まちづくり課
【実施方針】 事業計画と実行が連携した、より効果的で効率的な行政運営を図るため、行政評価委員会による外部評価を行い、成果重視の行政サービスの確立に取り組む。 また、評価内容について、毎年度公表する。		

(2) 公共施設等の管理運営のあり方

No.19【継続】	公共施設等総合管理計画の推進	(担当課) 総務課
【実施方針】 公共施設（インフラ含む。）の改修による投資的経費の大幅な増加や利用需要の変化が見込まれることから、公共施設等総合管理計画並びに個別施設計画に基づき、公共施設等の改修や更新について、廃止や施設機能の統合も含め適切な時期と方法の検討を進める。		

No.20【継続】	公共施設使用料の見直し	(担当課) 総務課
【実施方針】 公共施設使用料見直し方針に基づき、3年毎に再算定・比較による見直しを行い、使用料の受益者負担の公平性並びに適正化を図る。 (※令和3年度検討、令和4年度実施済、令和6年度検討予定)		

No.21【継続】	指定管理者制度の運用	(担当課) 総務課
【実施方針】 指定管理者制度の運用について、指定管理者選定委員会及び幹事会において実績評価・検証を行う。 また、引き続き対象可能施設の導入に向け検討を進める。		

No.22【新規】	効率的な公共施設の管理	(担当課) 総務課
【実施方針】 町民ニーズに的確に対応した質の高い公共サービスの提供、施設管理における業務水準の向上並びに業務の効率化を図るため、公共施設の包括管理を研究・検討する。		

(3) 事務・事業の見直し

No.23【継続】	事務事業の見直し	(担当課) 総務課・まちづくり課
【実施方針】 効率的な事務事業の執行を行うため、行政評価システム等を活用し、事務事業の見直し（廃止・統合、休止、縮小・改善）に向けて取り組む。		

No.24【継続】	補助金等のあり方	(担当課) 総務課
【実施方針】 補助金等の交付に関する方針に基づき、公益性・有効性・適格性等を検証し適正な執行を図る。 また、補助金の終期設定及び運営事業から事業費補助への移行を推進する。		

No.25【継続】	内部管理・事務的経費のあり方	(担当課) 総務課
【実施方針】 常に最小の経費で最大の効果を上げるための視点を持ち、効率的な執行を図る。		

(4) 持続可能な地方自治体の確立

No.26【新規】	D X（デジタルトランスフォーメーション）の推進	(担当課) 総務課・まちづくり課・住民課
【実施方針】 自治体D X推進計画の推進にあたり令和7年度末までに全国の自治体情報システムの標準化・共通化を進めている。 地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図るため「デジタル田園都市国家構想」の基本方針に基づき自治体D Xを推進する。		

No.27【新規】	広域連携の推進	(担当課) まちづくり課
【実施方針】 さっぽろ連携中枢都市圏や定住自立圏の形成を目指した南空知の連携加速化事業など広域連携の取組として、それぞれが有する施設の有効活用や事務の共通化などを検討することにより効率的な行政運営に取り組む。		

(5) 町立病院の運営

No.28 【継続】	町立病院の運営	(担当課) 町立病院
【実施方針】 「国民健康保険町立南幌病院経営強化プラン」(令和5年度～令和9年度)に基づき、経営の効率化や医療の質と安全の向上への取り組みを引き続き行うことで、持続可能な病院運営と安定した医療提供体制の確保に取り組む。		

【参考】財政推計資料（令和4年度～令和8年度）

（1）歳入

（単位：百万円）

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
町 税	787	775	792	790	791	796
地方譲与税等	320	278	276	276	276	276
地方交付税	2,721	2,634	2,670	2,716	2,792	2,814
国・道支出金	1,592	2,474	1,384	1,299	1,681	1,433
繰入金	110	198	471	299	324	290
繰越金	162	190	142	142	142	142
町 債	1,140	838	1,460	480	686	189
その他	451	863	795	379	362	367
合 計	7,283	8,250	7,990	6,381	7,054	6,307

（2）歳出

（単位：百万円）

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
人件費	852	848	820	823	820	828
扶助費	843	798	840	840	840	840
公債費	576	613	638	638	659	701
投資的経費	816	2,120	2,357	1,011	1,697	873
物件費	880	1,109	1,035	972	962	1,010
補助費等	1,371	1,740	1,214	1,108	1,081	1,058
繰出金	409	416	411	416	422	428
その他	1,347	606	675	573	573	569
合 計	7,094	8,250	7,990	6,381	7,054	6,307

（3）基金残高

（単位：百万円）

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
財政調整基金	881	914	915	863	787	745
減債基金	315	279	179	179	179	179
その他特定目的基金	228	268	264	261	258	255
合 計	1,424	1,461	1,358	1,303	1,224	1,179

（4）町債残高

（単位：百万円）

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
一般会計	7,051	7,297	8,144	8,014	8,070	7,589